

墨田区社会福祉協議会公式ユーチューブチャンネル運用要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会（以下「社協」と言う。）が、ユーチューブを区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ 米国 YouTube 社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。
- (2) 社協公式チャンネル 社協が運用するユーチューブのページをいう。
- (3) アカウント ユーチューブを運用するために取得した権利及び登録情報をいう。
- (4) コメント 投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

(運用主体)

第3条 社協公式チャンネルの運用主体は社協とし、社協のアカウントの管理は経営担当が、動画の投稿は各担当の広報担当者が行う。

- 2 社協公式チャンネルを運用するに当たって、情報の作成、発信及び更新の決定は、事務局長が行う。
- 3 社協公式チャンネルの URL は、次のとおりとする。

<https://www.youtube.com/channel/UCaVqUhiorCAZTMu4xmJAgxw>

(アカウント運用者の明示)

第4条 社協は、いわゆるなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として社協公式チャンネルの URL を社協公式ホームページに明示する。

(投稿内容)

第5条 社協公式チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 社協が作成した動画
- (2) その他事務局長が適当と認めるもの

(コメントの使用制限)

第6条 社協は、社協以外のアカウントへのコメント又は社協公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、社協公式チャンネルの運用目的に照らして事務局長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(社協公式ホームページとのリンク)

第7条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として社協公式ホームページのみとする。ただし、社協公式チャンネルの運用目的に照らして事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(運用の停止)

第8条 社協は、社協公式チャンネルの運用が困難になった場合は、その理由を社協公式ホームページに明記し、社協公式チャンネルの運用を停止する。

(知的財産権)

第9条 社協公式チャンネルに掲載する個々の情報(写真、文章等をいう。以下同じ。)に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、社協に帰属する。

2 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条の私的使用のために複製、同法第32条の引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、社協公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

(免責事項)

第10条 社協公式チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害については、社協は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、社協公式チャンネルの運用について必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年12月9日から適用する。